

日本経済新聞より  
健康保険ガイドより

## 高額医療費制度が平成27年1月から変わりました

高額医療費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月当たりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

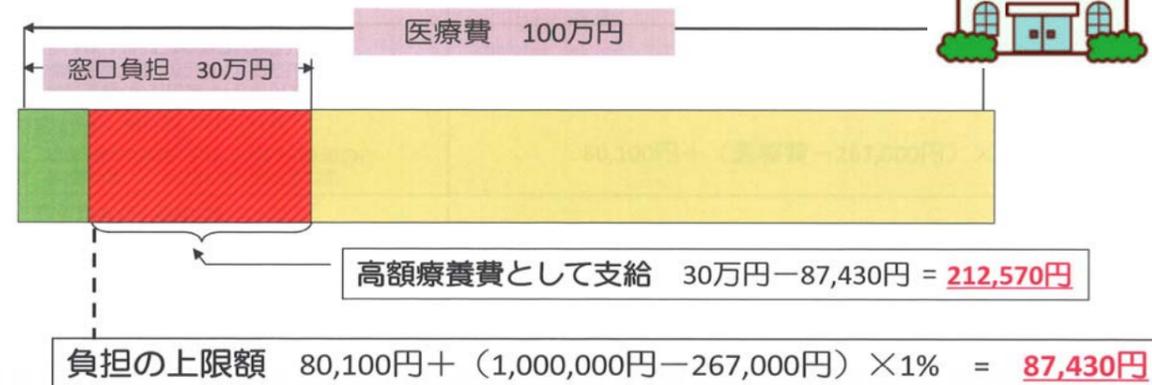
医療費の限度額(自己負担限度額)は・・・被保険者の所得区分に応じて決まります。

	【見直し前】(平成26年12月診察分まで)	【見直し後】(平成27年1月診察分から)																				
70歳未満の方(※1)	<table border="1"> <tr> <th>所得区分</th> <th>ひと月あたりの自己負担限度額(円)</th> </tr> <tr> <td>上位所得者 (年収約770万円～) 健保: 標準53万円以上 国保: 年間所得(※2)600万円超</td> <td>150,000+ (医療費-500,000)×1% &lt;多数回該当: 83,400&gt;</td> </tr> <tr> <td>一般所得者 (上位所得者・住民税非課税者以外) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1人の場合: 年収約210万～約770万円)</td> <td>80,100+ (医療費-267,000)×1% &lt;多数回該当: 44,400&gt;</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税者</td> <td>35,400 &lt;多数回該当: 24,600&gt;</td> </tr> </table>	所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額(円)	上位所得者 (年収約770万円～) 健保: 標準53万円以上 国保: 年間所得(※2)600万円超	150,000+ (医療費-500,000)×1% <多数回該当: 83,400>	一般所得者 (上位所得者・住民税非課税者以外) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1人の場合: 年収約210万～約770万円)	80,100+ (医療費-267,000)×1% <多数回該当: 44,400>	住民税非課税者	35,400 <多数回該当: 24,600>	<table border="1"> <tr> <th>所得区分</th> <th>ひと月あたりの自己負担限度額(円)</th> </tr> <tr> <td>年収約1,160万円～ 健保: 標準83万円以上 国保: 年間所得901万円超</td> <td>252,600+ (医療費-842,000)×1% &lt;多数回該当: 140,100&gt;</td> </tr> <tr> <td>年収約770～約1,160万円 健保: 標準53万～79万円 国保: 所年間所得600万～901万円</td> <td>167,400+ (医療費-558,000)×1% &lt;多数回該当: 93,000&gt;</td> </tr> <tr> <td>年収約370～約770万円 健保: 標準28万～50万円 国保: 年間所得210万～600万円</td> <td>80,100+ (医療費-267,000)×1% &lt;多数回該当: 44,400&gt;</td> </tr> <tr> <td>～年収約370万円 健保: 標準26万円以下 国保: 年間所得210万円以下</td> <td>57,600 &lt;多数回該当: 44,400&gt;</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税者</td> <td>35,400 &lt;多数回該当: 24,600&gt;</td> </tr> </table>	所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額(円)	年収約1,160万円～ 健保: 標準83万円以上 国保: 年間所得901万円超	252,600+ (医療費-842,000)×1% <多数回該当: 140,100>	年収約770～約1,160万円 健保: 標準53万～79万円 国保: 所年間所得600万～901万円	167,400+ (医療費-558,000)×1% <多数回該当: 93,000>	年収約370～約770万円 健保: 標準28万～50万円 国保: 年間所得210万～600万円	80,100+ (医療費-267,000)×1% <多数回該当: 44,400>	～年収約370万円 健保: 標準26万円以下 国保: 年間所得210万円以下	57,600 <多数回該当: 44,400>	住民税非課税者	35,400 <多数回該当: 24,600>
	所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額(円)																				
	上位所得者 (年収約770万円～) 健保: 標準53万円以上 国保: 年間所得(※2)600万円超	150,000+ (医療費-500,000)×1% <多数回該当: 83,400>																				
	一般所得者 (上位所得者・住民税非課税者以外) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1人の場合: 年収約210万～約770万円)	80,100+ (医療費-267,000)×1% <多数回該当: 44,400>																				
住民税非課税者	35,400 <多数回該当: 24,600>																					
所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額(円)																					
年収約1,160万円～ 健保: 標準83万円以上 国保: 年間所得901万円超	252,600+ (医療費-842,000)×1% <多数回該当: 140,100>																					
年収約770～約1,160万円 健保: 標準53万～79万円 国保: 所年間所得600万～901万円	167,400+ (医療費-558,000)×1% <多数回該当: 93,000>																					
年収約370～約770万円 健保: 標準28万～50万円 国保: 年間所得210万～600万円	80,100+ (医療費-267,000)×1% <多数回該当: 44,400>																					
～年収約370万円 健保: 標準26万円以下 国保: 年間所得210万円以下	57,600 <多数回該当: 44,400>																					
住民税非課税者	35,400 <多数回該当: 24,600>																					

(※1) 70歳以上の方については、平成27年1月以降も見直しはありません。

(※2) 「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

〈例〉70歳未満、年収約370～約770万円の方  
100万円の医療費で、窓口負担(3割)が30万円かかる場合



212,570円を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円となります。

## 「世帯合算」の場合

1人の1回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象にならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります)の受診について、窓口でそれぞれ支払った自己負担額を1か月【暦月】単位で合算することができます。その合算額が一定額を超えた時は、超えた分を高額療養費として支給します。(下図)

★ただし、70歳未満の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。



## 「多数回該当」の場合

直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合(多数回該当の場合)には、その月の負担の上限額がさらに引き下がります。

## 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担限度額認定証)の区分の表記がかわります

健康保険限度額適用認定証

健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日 交付	
記号	番号
被保険者氏名	性別
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
適用対象者氏名	性別
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	
所在地	
保険者	

入院や高額な外来が見込まれる場合、あらかじめ申請し、医療機関の窓口で健康保険証と併せて提示することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなり、窓口負担額が軽減されます。70歳以上75歳未満の方は「健康保険証」と「高齢受給者証」とを提示してください。

70歳未満の方の区分 平成27年1月診療分から

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万～79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万～50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

例: 窓口負担が70歳未満で3割の方の場合 (報酬月額30万円の場合)  
保険適用の総医療費が100万円の場合、窓口で支払った医療費が30万円となります。



今年の夏の天気は、関東から東海でかなり暑く、近畿以西も普段より暑い毎日が続いています。

涼性食品(納豆、蕎麦、オクラ、ソラマメ、ピーマン、トマト、スイカ、ヒジキ、レンコン、白身等)を沢山取って、外出時には、水分の補給に気をつけ、睡眠をしっかり取りましょう。